

○国土交通省告示第百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年二月六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川石狩川水系豊平川支川南の沢川砂防工事（北海道札幌市南区南沢地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道札幌市南区南沢地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市南区川沿9条1丁目、川沿10条1丁目、川沿10条2丁目、川沿11条3丁目、川沿町、川沿10条3丁目、南沢1条3丁目、南沢1条1丁目、南沢1条2丁目、南沢2条3丁目、南沢3条2丁目、南沢2条2丁目、南沢3条3丁目、南沢2条4丁目、南沢3条4丁目及び南沢地内の区域（以下「本件区域」という。）を全体計画とする「一級河川石狩川水系豊平川支川南の沢川砂防工事（北海道札幌市南区南沢地内）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第2条及び第6条第1項の規定により、昭和59年7月31日付け建設省告示第1175号及び同第1176号、昭和62年6月12日付け建設省告示第1224号、平成5年10月22日付け建設省告示第2023号、平成7年3月9日付け建設省告示第577号、平成10年2月9日付け建設省告示第156号、平成12年5月12日付け建設省告示第1289号並びに平成15年2月26日付け国土交通省告示第150号において砂防設備を要する土地に指定され、国土交通大臣が本件区域における砂防設備の工事を施行するものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意

思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川石狩川水系豊平川支川南の沢川（以下「南の沢川」という。）は、北海道札幌市の南東部に位置する砥石山を水源とし、札幌市南区南沢の市街地を流下し一級河川石狩川水系豊平川（以下「豊平川」という。）に注ぐ流路延長3.7km、流域面積6.5km²の河川である。

南の沢川を含む豊平川流域内の各支川の上流部一帯は、溶結凝灰岩、火山灰及び軽石流堆積物等により地質が構成されていることから、浸食に弱く風化が進み、その結果、上流域には不安定な土砂が大量に蓄積されており、また、これらの河川の平均勾配は1/30程度と急なため、土石流や多量の土砂を含む洪水氾濫が起りやすい状況にあり、これまで幾度となく土砂災害が発生している。特に、昭和56年8月23日の台風による大雨により、豊平川流域では、土石流や多量の土砂を含む洪水氾濫が発生し、死者1名、負傷者1名、全壊家屋2戸、半壊家屋14戸、床上浸水160戸及び床下浸水518戸に及ぶ甚大な被害を受けたが、南の沢川においても溪岸浸食や河床洗掘等による土砂流出の影響により洪水氾濫が発生し大きな被害を受けるとともに、市道南の沢通りが陥没し通行不能となるなど、広範囲にわたり流域住民の生活に多大な影響を及ぼした。

また、南の沢川の上流部には土石流危険溪流に位置付けられた溪流が3箇所あり、南の沢川の下流域は土石流危険区域に位置付けられており、かつ、南の沢川流域内には急傾斜地崩壊危険箇所が6箇所存在している。一方で、南の沢川流域の周辺は市街化が急速に進んでおり、ひとたび土石流や多量の土砂を含む洪水氾濫が発生した場合、南の沢川流域の住民の生命、財産などに甚大な被害を被ることが予想される。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件区域に床固工、帯工及び流木止工の砂防設備を整備することにより、年超過確率1/150年規模の台風などによる豪雨により南の沢川に流出する土砂を抑止し、河床洗掘を防ぐことを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土砂災害を防止し、南の沢川流域の住民の生命及び財産並びに社会資本の保全が図られるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年3月に同法等に準じて、工事中の騒音及び振動等について環境影響評価を任意に実施したところ、騒音については、すでに現況において環境基準を超過しているため基準との整合性は図られないものの、事業に係る車両の交通量と一般交通量との比などを考慮すると、本件事業による影響は小さいと評価され、ま

た、起業者は低騒音型機械の導入や事業に係る車両の徐行など必要に応じ本件事業の実施に伴う騒音影響を極力抑えるよう努めていることから、影響は回避又は低減されていると評価されている。振動については、起業者は事業に係る車両の徐行などの実施により振動影響を極力抑えるよう努めていることから、影響は回避又は低減されていると評価されている。以上のことから起業者は、事業実施に伴う騒音及び振動の影響を極力抑えるべく、低騒音型機械を導入し、事業に係る車両の徐行を実施し必要な対策を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、台風などによる豪雨により流出する土砂を抑止し、南の沢川流域の住民の生命及び財産並びに社会資本の保全を目的として床固工、帯工及び流木止工の砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合している。

本件事業における砂防施設の整備については、申請案である南の沢橋の上下流部に遊砂地を設置する案（以下「申請案」という。）のほか、南の沢橋の上流部に砂防ダムを設置する案（以下「上流部ダム案」という。）及び南の沢橋の上流部に遊砂地を設置する案（以下「上流部遊砂地案」という。）について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障家屋が最も多くなるものの、事業費が最も廉価であり経済性に優れることに加えて、上流部ダム案との比較では、地形の改変量が少なく自然環境に与える影響が小さいこと、市街地に隣接する箇所での施工となることから、山岳部に砂防ダムを施工する上流部ダム案より施工性に優れ、施工期間が短くなること、上流部遊砂地案と比較すると、水力発電及び上水道用の水路管の移設を要し、移設期間中の代替措置が必要となる上流部遊砂地案より、施工性に優れ、施工期間が短くなることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、南の沢川流域は、市街化が進んでいるにもかかわらず、台風などによる豪雨により土石流及び多量の土砂を含む洪水氾濫が発生するおそれがあることから、土砂災害を防止するため、できるだけ早期に砂防設備の整備を行う必要があると認められる。

また、札幌市長より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道札幌市南区役所